

## 審査請求料 減免申請について

2019年4月1日以降に審査請求をする案件について、出願人が下記条件に該当される場合、「審査請求料」、「特許料(1～10年分)」の減免申請を受けることができます。

該当される場合には、手続きのご指示とともに、該当される条件(及び業種)をお知らせくださいますようお願いいたします。

### <出願人が個人の場合>

<b>A</b> 事業開始後 10 年未満の個人事業主である	
<b>B</b> 常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業又はサービス業に属する事業が主たる事業の場合、5 人以下）の個人事業主である	
<b>C</b> 下記の「従業員数要件」を満たす個人事業主である	
業種	常時使用する従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (口からトまでに掲げる業種を除く。)	300 人以下
ロ 卸売業	100 人以下
ハ サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。)	100 人以下
ニ 小売業	50 人以下
ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900 人以下
へ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下
ト 旅館業	200 人以下
<b>D</b> 市町村民税、若しくは所得税非課税の方、又は生活保護を受けている方	

**A**または**B**に該当される場合は 1/3 に、**C**に該当される場合 1/2 に審査請求料が減免されます。

また、**D**に該当される場合には 1/2 に軽減、又は免除されます。

＜出願人が法人の場合＞

<b>A</b> 設立後 10 年未満で資本金額又は出資総額が 3 億円以下の法人であること		
<b>B</b> 常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5 人以下）である法人であること		
<b>C</b> 下記「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている		
業種	常時使用する 従業員数	資本金額 又は出資総額
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (口からトまでに掲げる業種を除く。)	300 人以下	3 億円以下
ロ 卸売業	100 人以下	1 億円以下
ハ サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。)	100 人以下	5,000 万円以下
ニ 小売業	50 人以下	5,000 万円以下
ホ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900 人以下	3 億円以下
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下
ト 旅館業	200 人以下	5,000 万円以下
<b>D</b> 資本金 3 億円以下、且つ、法人税非課税である		

※いずれの場合も、大企業(中小企業以外の法人)に支配されていないことが必要です。

A又はBに該当される場合は 1/3 に、C又はDに該当される場合は 1/2 に、審査請求料が減免されます。